

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第39号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項の前に見出しとして「（東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた納税義務者に対する国民健康保険税の減免）」を付し、同項中「特定被災区域」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第2及び別表第3に規定する市町村（以下「特定被災区域」という。）」に、「東日本大震災」を「東京電力福島第一原子力発電所事故」に改め、「平成24年度分及び」を削り、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「東日本大震災」を「東京電力福島第一原子力発電所事故」に改め、同項第1号中「場合（）」の次に「平成26年度以後に」を加え、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第3号中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号中「（対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）」を削り、「並びに特定避難勧奨地点（平成27年度以後に指定が解除された場合を含む。）の場合」を「（平成27年度以後に対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）」に、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第5号中「旧避難指示解除準備区域」を「避難指示解除準備区域」に、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第6号中「旧避難指示解除準備区域」を「避難指示解除準備区域」に、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項に次の3号を加え、同項を附則第4項とする。

(7) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合（平成28年度以後に対象区

域等が解除され、又は再編されている場合を含む。) 平成28年度分であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

(8) 旧緊急時避難準備区域等、平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点及び避難指示解除準備区域並びに平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域である場合(上位所得層の場合を除く。) 平成28年度分であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

(9) 平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域である場合(上位所得層の場合に限る。) 平成28年度分であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、平成28年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。